

# KNC NETWORK NEWS

2015年5月16日 発行

**気になる記事:** 上場企業、今期も最高益—経常益1割増—

2016年3月期の経常利益は前期比1割程度増え、2期連続で過去最高を更新する見通し。円安持続を追い風に自動車や電子部品など輸出企業の収益が拡大する。賃上げによる消費刺激でヒトやモノの動きが活発になり、内需企業の業績も上向く。金融危機後に落ち込んだ企業収益は構造改革をへて回復、新たな成長を模索する局面に入りつつある。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

**経営一言:** 成功の反対は、失敗ではなく何もしないこと。

(松浦 弥太郎「暮らしの手帖」編集長)

—所長コメント:「しんどいな」と思っても、まず、やって見ること。心配事もやっていくうちにだんだんと光がさしてくる。只、実行あるのみです。—

## 下請け企業の従業員に支給する記念品は、交際費となりますか? 《税務》

交際費等とは、得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答等の行為のために支出する費用が該当しますが、専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用は除かれ、福利厚生費等とされています。

「専ら従業員の慰安のために」からすると、自社の従業員に対する費用以外のものは福利厚生費等に該当しないのではないかとおもわれますが、自社の従業員以外の者に対するものでも、自社の従業員等に準ずるものとして支給する一定の金品については、交際費等と取り扱わないものもあります。

自己の工場等において従事している「下請企業の従業員等」のために支給した見舞金品等の費用の負担額についても、交際費等に該当しません。実態として自社の従業員等と同様の事情にある者に対するものですので業務委託のために要する費用として交際費等とはしないこととされております。

## 帳簿書類の保存義務 《税務》

法人には帳簿書類の保存義務があります。帳簿を備え付けてその取り引きを記録するとともに、その帳簿と、取り引きに関連して作成または受領した書類を、事業年度の確定申告書の提出期限から原則7年間保存することが求められています。

また、平成23年12月税制改正で、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が9年になったことに伴い、20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度については7年間から9年間に延長されました。

さらに、平成27年度税制改正で、平成29年4月1日以降に開始する事業年度については、青色欠損金の繰越期間が10年に延長されることに伴い、帳簿書類の保存期間も10年に延長されます。

なお、帳簿には、総勘定元帳や仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳などがあります。また、書類には、棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書などがあります。

## 芸は身を助ける 《経営》

高学歴化やインターネットの普及等により一般知識が向上したためか、何か一芸に通じ

た人でなければ、他に抜きん出ることが難しくなっています。全ての分野で平均点を取る人よりも、何かの分野で一つでも高得点を取るの方が評価が高いようです。

X社(不動産管理及びホテル業)には、特技登録制度があります。社員が特技(判断は本人任せ)と思う事柄を自由に登録させて、会社の仕事に活用しようとするものです。

(1)全国のお寺や仏像に詳しい(2)電卓競技にいつも入賞する(3)東南アジアの会話(タイ・ベトナム語)が出来る(4)電車・鉄道路線に詳しい(5)世界中の時計・洋服等のブランドに詳しい(6)人工呼吸術に熟練している、等。

中には本当に役立つか疑問の特技もあります。しかし、会社の担当者によると、日常業務で困った時、このリストに助けられることがよくあるそうです。注意を要するのは、本業と全く関係ない一芸に秀でたために、芸の方ばかりに打ち込み、本業を怠けてしまうことです。一芸が道楽に終わってしまっは勿体ない話です。

## 教育資金をまとめて贈与した場合の贈与税の非課税制度 《税務》

祖父母などの直系尊属から30歳未満の人が金銭などの贈与を受けて、金融機関と教育資金管理契約を結べば、その金銭のうち1500万円までが非課税になります。

贈与を受ける人が信託受益権を付与された場合や、書面による贈与で取得した金銭を銀行等に預け入れをした場合、書面による贈与で取得した金銭等を使って証券会社等で有価証券を購入した場合に非課税になります。平成25年4月1日から平成31年3月31日までの贈与が対象です。

特例の適用を受けるためには、金融機関の営業所などを經由して教育資金非課税申告書を税務当局に提出することになります。なお、「学校等以外」に支払う金銭については、500万円が限度です。その後、贈与を受けた人が30歳に達するなど、教育資金口座契約が終了する場合で、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額に契約終了時に贈与があったこととされて課税されます。

教育資金とは、学校に対して直接支払われる入学金や授業料のほか、学習塾や水泳教室などに支払う役務提供の対価、施設利用料、通学定期代、留学のための渡航費なども含まれます。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。